

令和5年

飯盛靈園組合議会 12月定例会会議録

開会 令和5年12月26日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和5年12月）会議録

○ 令和5年12月26日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

| | | | |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 1 番 議員 | 山本 もちかた | 2 番 議員 | 山 口 たくや |
| 3 番 議員 議 長 | 西 尾 博 道 | 4 番 議員 | 江 端 将 哲 |
| 5 番 議員 | 藤 本 美佐子 | 6 番 議員 | 坂 本 勇 基 |
| 7 番 議員 | 坂 本 拓 哉 | 8 番 議員 副 議 長 | 池 田 治 子 |
| 9 番 議員 | 松 本 京 子 | 10 番 議員 | 石 垣 直 紀 |
| 11 番 議員 | 水 落 康一郎 | 12 番 議員 | 北 村 哲 夫 |

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

| | | | |
|-----------|-------|--------------|-------|
| 副管理者 守口市長 | 瀬野 憲一 | 副管理者 門真市長 | 宮本 一孝 |
| 副管理者 大東市長 | 東坂 浩一 | 副管理者 四條畷市副市長 | 神谷 雅之 |
| 事務局長 | 藤岡 靖幸 | 次長 | 砂原 弘佳 |
| 総務課長 | 奥林 学 | 管理課長 | 森井 規仁 |
| 施設課長 | 長谷川 篤 | | |

○ 事務局出席者次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 総務課長補佐 | 中川 誉士 | 総務課長補佐 | 梅本 光 |
| 総務課 | 山岡 姫香 | | |

○ 議事日程次のとおり

| | | |
|------|-----------|--|
| 日程第1 | | 会期について |
| 日程第2 | 議員提出議案第2号 | 飯盛霊園組合議会議員の議員情報の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和4年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第11号 | 飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第6 | 議案第12号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第13号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第8 | 議案第14号 | 令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案（第1号） |
| 日程第9 | | 一般質問 |

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

| | |
|--------|-------|
| 総務課長補佐 | 中川 誉士 |
|--------|-------|

○西尾博道議長 皆様こんにちは。これより令和5年12月定例会を開会いたします。開会に当たりまして、私から一言御挨拶をさせていただきます。本日ここに招集されました12月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本年最後の定例会でございますが、議員各位には、当面する諸事件に対処し、適切なる議会の意思を御決定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からの御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末を控え、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業運営につきまして、適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。本定例会では、令和4年度の各会計決算の認定及び条例並びに補正予算などの御審議をお願いすることといたしております。よろしくをお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○西尾博道議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

本日は全員の御出席であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際 本日の会議録署名議員を定めます。1番、山本もちかた議員、7番、坂本拓哉議員の両議員にお願い申し上げます。

日程に先立ち、私から報告を行います。

まず、行政視察の結果について、視察班から議長宛て報告がなされており、かつ、お手元に配布の印刷物のとおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきます。次に、監査委員より、令和5年7月から11月実施分までの例月出納検査の結果について、文書をもって報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机上に配布しております。以上で報告を終わります。

それでは、御手元の議事日程のとおり会議を進めさせていただきます。

初めに、日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第2、議員提出議案第2号、飯盛霊園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を、議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、付議事件1ページをご覧ください。

議員提出議案第2号、飯盛霊園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

内容につきましては、これまで退職等におきまして、議員報酬をその当月分まで支給するとしておりましたが、改正後は、死亡によるもの以外の退職については、日割り計算により支給するものとしたことから、改正を行うものでございます。

このことから、第2条3項中、任期満了、辞職、失職、除名、もしくは議会の解散によりその職を離れたときは、日割計算によるものとし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までを支給するに改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和6年1月1日からとするものであり、経過措置としたしまして、この条例の施行の日前の任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散に係る議員報酬の支給については、なお従前の例によるものとしたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議員提出議案第2号飯盛霊園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決いただきますよう、お願い致します。

○西尾博道議長 この際、お諮りいたします。

議案の提出者の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案の提出者の説明、質疑及び討論は省略いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議員提出議案第2号、飯盛霊園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に移ります。日程第3、認定第1号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について並びに日程第4、認定第2号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、3ページ、認定第1号令和4年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び5ページ、認定第2号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括してご説明申し上げます。

まず認定第1号の組合及び斎場の管理運営に関する経費を計上いたしております一般会計についてご説明をいたします。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の3ページをご覧くださいませでしょうか。

歳入合計は、ページ中央収入済額の列1番下の歳入合計欄に記載のとおり3億7,851万2,561円でございます。

次に4ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の歳出合計欄に記載のとおり3億6,308万2,803円でございます。

結果、欄外左下に記載のとおり 歳入歳出差引残額として、1,542万9,758円の黒字となっております。

それでは、次に歳出から主なものにつきまして、内容をご説明いたしますので、ここで別冊の決算に関する調書の冊子7ページをご覧くださいませでしょうか。

1款、議会費は261万3,221円で、これは議員報酬等、議会の運営に要した経費でございます。

続きまして2款、総務費は9,201万6,146円で、これは組合の管理運営に要した経費でございます。

そのうち、1項、1目一般管理費は9,172万6,062円でございます。

次に8ページの12節委託料は、685万9,838円で、主なものは庁舎及び周辺施設夜間警備業務委託、サーバー等保守業務委託などがございます。

次に9ページの、2目の公平委員会費につきましては、8万3,600円、次に10ページの2項、1目、監査委員費は20万6,484円で、各委員の報酬並びに総会等の旅費及び出席者負担金等となっております。

次に、3款、葬斎費は火葬場の管理運営と組合葬儀にかかる経費でございます。

1項、1目、斎場運営費は2億753万2,906円となっており、うち10節、需用費は3,815万5,010円で、主なものとして燃料費2,131万1,664円は、火葬にかかる灯油の購入費となっております。

次に11ページをご覧ください。

12節、委託料は8,588万4,804円で、その主なものとしまして、火葬等業務委託6,017万7,150円、斎場建替計画策定業務委託1,369万5,000円でございます。

次に14節、工事請負費は8,211万3,790円で、主なものは、斎場崖面改修工事6,050万円、火葬炉設備補修工事1,727万円などがございます。

次に12ページをご覧ください。

5款、公債費6,085万6,730円は、現斎場に建て替えた際の霊園事業特別会計からの借入金に対する元利償還金で、そのうち元金が6,047万5,426円、利子が38万1,304円となっております。

なお、償還終了年度につきましては、令和5年度末で完了する予定でございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、3ページにお戻りください。

1款、分担金及び負担金は8,333万9,000円で、これは、関係市からの分担金となっており、各市負担割合の算定につきましては、均等割りが10パーセント、人口割りが90パーセントの割合で算出しております。

次に2款、1項、1目、斎場使用料は1億7,036万8,610円で、そのうち火葬炉使用料は1億6,602万円でございます。

これは昨年度の奈良市の火葬場のオープンにより、市外からの火葬件数が減少し、その結果火葬炉の使用料が昨年度と比べ8,626万2,000円の減少となっております。

次に4ページをご覧ください。

3款、1項、1目の物品売払収入につきましては、826万1,000円となっております。これは、当該年度からの新たな収入源となるもので、残骨灰の減容化処理の過程で選別された有価物を売却したのとなっております。

次に5ページをご覧ください。

6款の繰越金3,429万4,984円は、前年度からの繰越しでございます。

次に6ページをご覧ください。

7款、2項、1目、雑入168万3,567円のうち主なものは、広告パンフレット設置料98万4,000円で

ございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に14ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の区分3、歳入歳出差引額は、1,543万円の黒字となっており、翌年度に繰り越すべき財源がないため実質収支額も同額の黒字となっております。

次に15ページをご覧ください。

財産に関する調書の上段1の公有財産及び中段2の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

3の基金につきましては、決算年度中に斎場整備基金について、1,944万3,000円の取り崩しを行いましたので、決算年度末現在高は2,321万4,000円となっております。

なお、一般会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果に、記載しておりますので、後ほどご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、認定第2号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

特別会計には、霊園事業の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の7ページをご覧くださいませでしょうか。

歳入合計は、収入済額の列の1番下に記載のとおり6億6,125万7,582円でございます。

次に8ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の合計欄に記載のとおり5億7,681万7,594円となり、このことから欄外下にあります歳入歳出差引残額は8,443万9,988円と、黒字になってございます。

ここで、歳出から主なものにつきまして、費目順にご説明いたしますので、再び、別冊決算に関する調書の冊子23ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費におきましては3億2,233万975円で1節の報酬から4節の共済費は、職員の人件費になってございます。

次に24ページをご覧ください。

12節、委託料2,247万5,772円のうち、主なものといたしまして、霊園管理システム及び合葬管理システム変更業務委託1,047万3,100円や、虹の丘刻字業務委託525万960円、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託467万8,300円等でございます。

次に13節、使用料及び賃借料1,238万8,705円ですが、主なものは、日曜、祝日、盆、彼岸等の期間に運行しております臨時バスの借上料になってございます。

次に25ページ22節、償還金、利子及び割引料958万4,584円は、還付金を必要とする55件分の墓所返還還付金でございます。

次に24節、積立金1億8,250万5,000円は、基金条例で定めております長期分納維持費として収納した金額、及び一般会計から償還された貸付金収入等を霊園整備基金に積み立てたものでございます。

次に2款、1項、1目の運営費は、1億3,586万2,619円で、12節、委託料は5,574万8,308円となっており、そのうちの主なものは、園内施設清掃等業務委託4,580万4,000円などとなっております。

次に26ページをご覧ください。

14節、工事請負費は7,152万3,298円で、主なものといたしまして、工事請負費では、少量危険物取扱所設置工事470万8,000円などで、補修工事請負費では、巻石・石碑等撤去工事162件分の3,870

万9,000円などがございます。

次に27ページをご覧ください。

2款、2項、1目、12節、委託料は9,051万9,000円で、主なものといたしまして、園内基盤図面作成業務委託4,158万円、植栽等再生計画策定業務委託3,498万円、園内危険箇所修繕計画策定業務委託1,188万円などがございます。

14節、工事請負費は、2,810万5,000円で、13区3列の墓所整備工事となっております。

以上が歳出でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、19ページにお戻りください。

1款、1項の使用料といたしまして2億8,653万990円で、その主なものといたしまして、1目、1節、霊地使用料1億7,386万4,520円でございます。

こちらは、令和4年度に墓所使用許可を行った、71件分の永代使用料6,779万8,600円及び800件分の虹の丘使用料1億314万3,450円等でございます。

これにつきましては、従来からの墓所の使用が年々減少傾向にあるとともに、合葬墓虹の丘の使用者につきましても昨年度より減少したためになってございます。

次に2節、霊園維持費は1億1,266万6,470円で、その内訳は、20年分を前納する長期分納維持費7,566万1,000円と、3年分を前納する短期分納維持費3,483万150円などがございます。

次に2項、1目、霊園手数料279万8,970円は、墓所の継承等に伴う許可書の交付手数料等でございます。

次に20ページをご覧ください。

2款、1項、1目の利子及び配当金2,544万7,847円は、霊園整備基金の運用利子でございます。

次に21ページの4款1項、1目の霊園整備基金繰入金は1億7,715万7,000円となっており、次に5款、1項、1目の繰越金9,885万6,489円は、前年度からの繰越額でございます。

次に22ページをご覧ください。

6款、2項、1目の一般会計貸付金元利収入6,085万6,730円は、一般会計に貸付を行った貸付金の元利収入でございます。

次に、3項、1目雑入960万9,556円のうち主なものは、交付税配分金794万7,000円などがございます。

以上が歳入でございます。

次に29ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の区分3、歳入歳出差引額は、8,444万円の黒字となっており、翌年度へ繰越すべき財源がないため、実質収支額は同額の8,444万円の黒字となっております。

次に30ページをご覧ください。

財産に関する調書の1公有財産、2物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に31ページ3の債権は、霊園事業特別会計から一般会計への貸付金で、決算年度末現在高は6,069万2,972円となっております。4の基金は霊園整備基金で、決算年度末現在高の合計額は、42億6,643万5,889円となっております。

なお、霊園事業特別会計の歳入歳出の詳細におきましては、別冊の主要な施策の成果に記載してございますので、後ほどご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号令和4年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより認定第1号並びに認定第2号を採決いたします。本件はこれを認定することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本件はこれを認定することに決しました。

次に移ります。

日程第5、議案第11号、飯盛霊園組合合葬墓虹の丘条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、7ページの議案第11号飯盛霊園合葬墓虹の丘条例の一部を改正する条例案の制定につきまして、ご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

内容につきましては、これまで合葬墓虹の丘におきまして、記名を実施してまいりましたが、来年度の7月には、現在の記名板の不足が生じる見込みであることから、新たな記名板の設置を予定しております。

つきましては、近年の物価等の高騰により、記名工事費や維持管理費が増大していることから、今回の新記名板の金額の設定に併せて、記名板の使用料等の改定を行うものでございます。

また、記名を行う際、親族等の複数名が同列に氏名を連ねて刻字することを希望される事が多くあり、その場合は、記名板に空白ができてしまう可能性があることなどから、今後は1名につき、記名料の1割を加算して、刻字を行うこととしてございます。

このことから、第7条3項の表中、記名使用料101,850円を107,000円とするとともに、第4項を繰り下げ第5項とし、第4項に使用者で記名をしようとする者のうち、氏名を連ねて刻字しようとする者は、前項に定める記名の使用料に1割を乗じて得た額を加算して納付しなければならないとするものでございます。

なお、附則としまして周知期間を考慮し、この条例は令和6年7月1日から施行することとしてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号飯盛霊園合葬墓虹の丘条例の一部を改正する条例案の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入りますが、通告をいただいております坂本議員からこれを受けることといたします。坂本議員。

○坂本勇基議員 はい。四條畷市の坂本勇基です。よろしくお願いいたします。新記名板において氏名

を連ねての刻字を有料とされることですが、有料にすることでどのくらい増収を見込んでおられるのか教えてください。

○西尾博道議長 理事者答弁。はい、理事者。

○藤岡靖幸事務局長 虹の丘の新記名板における氏名を連ねての刻字は連名刻字とありますが、この連名刻字の制度化による増収見込みについてお答えいたします。現在の記名におきましては、複数人で申し込まれた場合、連名刻字を希望されることがありまして、その場合、刻字場所によっては下段等に空白が出てくる可能性が出てまいります。そのため、今回制度化するにあたりましては、制度利用者による応分の負担の考えにより、記名料の1割を求めることとしてございます。具体的にはですね、記名全体で約6,500名を考慮しておりまして、下段の空白発生率や記名料等から推定いたしますと損失額は約1,420万円となる見込みで、さらに受付システムの改修費用等も約660万円ほどかかる見込みであることから、全体では約2,100万円の費用を見込んでございます。一方で連名刻字の希望数、1割負担費用等から増収を推計いたしますと約2,200万円見込んでおりますことから、差引として約100万円程度の増収を見込んでおるといった状況でございます。このように連名刻字を希望される方から一定のご負担をいただくことで利用者の皆様の利便性の向上や、心情に寄り添った運用ができるものと考えておるところでございます。

○西尾博道議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第6、議案第12号、一般職の職員の給与に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、9ページの議案第12号一般職の職員の給与に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の制定につきましてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

内容につきましては、まず第1条において、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、第8条第3項で、これまでは職員が退職し、又は死亡したときは、その月分の給料の全額を支給するとしていたところを、職員が退職したときはその日までの給料を支給し、死亡したときは、その月分の給料の全額を支給するとし、改正前のただし書き部分を削除するものでございます。

次に第2条特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正としまして、11ページにありますとおり、第3条の報酬の支給方法におきまして、これまで退職等においては、当月分及び月割りとしてございましたが、これを月額の定めのある者が退職した場合、月の中途に

おいては日割り計算とし、死亡した場合は同月の報酬全額とする、また、年額による報酬は、年の中途において職に就いたとき又は離職したときは、日割によって計算し、死亡したときは月割り計算をもってその年分を支給すると改正するものでございます。

なお、附則としましては、12ページにありますとおり、施行期日を令和6年1月1日とし、また経過措置としまして、この条例の施行の日前の退職又は死亡に係る給料又は条例の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第7、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、13ページの議案第13号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の制定につきましてご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

内容といたしまして、国におきまして、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が本年11月に可決成立されたところでございます。

このことから、本組合におきましても、職員の給料及び諸手当につきまして、国に準じた改正を行おうとするものでございます。

14ページから23ページまでの条文になってございますが、全体を通しまして、第1条及び第2条で、職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、給料表につきましては、平均0.3%引き上げようとするものでございます。

まず、14ページの第1条で、令和5年12月分につきましては、期末手当の支給率を一般職員は、0.05月分を加えた1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分を加え0.7月に改め、また、勤勉手当の支給率を一般職員は、0.05月分を加え1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分を加え0.5月に改める改正を行います。

次に15ページから21ページまでの給料表におきましては、平均0.3%引き上げようとするものでございます。

次に21ページの第2条で、令和6年4月以降につきましては、期末手当の支給率を一般職員は1.225月に、22ページにいきまして、定年前再任用短時間勤務職員は、0.6875月に改め、また、勤勉手当の支給率を一般職員は1.025月に、定年前再任用短時間勤務職員は、0.4875月に改めようとするものでございます。

次に23ページの附則でございますが、第1項は、施行期日を公布の日といたしますが、第2条の規定は、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後給与について、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、第1条の規定による改正後の期末手当・勤勉手当について令和5年12月1日から適用するものでございます。

第4項は、第1条の規定による改正後の給与について令和5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

第5項、第6項は、令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について第1条の規定による改正後の職員給与条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなすものでございます。

そのほか第7項、第8項は、会計年度任用職員の給料等を一般職員と同様の取扱いにしようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、議案第14号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案第1号を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、25ページの議案第14号令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案第1号について、ご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,609万7千円と定めようとするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出にてご説明いたしますので、29ページをご覧ください。

歳出につきましては、5款、1項、1目、22節、償還金利子及び割引料におきまして、緊急自然災害対策事業債借入金元金670万円を今年度から償還しようとするものでございます。

次に歳入をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。

歳入につきまして、2款、1項、1目、1節、斎場使用料ですが、今年度は寝屋川市が火葬炉の大規模改修工事を行っており、その影響で寝屋川市での火葬件数が制限されてございます。

そのため、飯盛斎場において寝屋川市民や交野市民などにおいて、前年度よりも多く受入れしていることから、火葬炉使用料の歳入が増額しており、670万円分を増額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第14号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案第1号についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。

通告順に従い、まず藤本議員からこれを受けることといたします。

5番藤本議員。

○藤本美佐子議員 議席番号5番、四條畷選出の藤本美佐子でございます。よろしくお願ひいたします。

まず始めに公園整備等検討調査業務についてをお伺ひいたします。その前に議長、質問中にですね、参考資料として写真を提示させていただきたいんですけど許可いただけますでしょうか。

○西尾博道議長 許可します。

○藤本美佐子議員 はい、ありがとうございます。では質問をいたします。

業務報告書の中に民間事業者へのヒアリングを通じて事業の可能性を検討とあるんですけども、民間事業者とはどのような事業者を示しているのかお答えください。

次に新たな事業としてワイナリーや農園、アウトドアパーク等を調査しているようなんですけども、他市ではアスレチックや温浴施設なんかも併設しているところもあります。火葬場の熱を活用し、温浴施設を運営することは可能かどうかを教えてください。

次に樹木葬計画についてです。噴水付近と13区で合計1,800区画を目標に樹木葬を検討されてるんですけども、樹林葬ではなく、樹木葬にした理由、また、埋葬方法には様々な方法があるんですけども、現在検討中の埋葬方法以外の方法を取り入れるお考えはあるのかどうかお答えください。

そしてこの11月ですね、14日に埼玉県思い出の里市営霊園を私共四條畷市で視察をさせていただきました。そこでは埋葬方法として芝墓地、普通墓地、屋内墓地、樹林葬合葬墓と様々な形態の墓地がありました。

その樹林葬では地下に作った筒状のものの中に遺骨を入れ、地上は蓋をした後、芝生を張り、筒の蓋を見えなくするような、そんな工夫がされておりました。

今日写真持ってきてるので、このような感じですね。ほんとに芝生だけで、木は三本ほど植えられているもので非常に手入れが簡単だなというふうに感じました。1つの筒には400霊体以上入るよ

うになっており、数多く設置されていて、約1万2,000霊体の遺骨を入れることができるとお伺いしておりました。

宗教問わず購入できる合葬墓地でした。本組合でもこのような合葬墓地区画を設置することにより、購入者の選択肢が非常に幅ができて増えてくると思うんですけども、お考えをお聞かせください。

次に同じく思い出の里市営霊園で合葬墓地のほうの見学もさせていただきました。そこでは銘板として、今回虹の丘では石製のものを使用されているんですけども、ここではこういうですね、ステンレス製のものですね、を設置されていました。

非常に数多く記名できるような形になっていて石材よりも安価で、かつ、名前の入替もできます。何十年かちょっと忘れてしまったんですけど、何十年かに一回また名前を入れ替えるというような方法を取られておりました。

で、ここを購入できるのは納骨順になっているんです。だからご遺骨ができた順となっていて、記名板の名前はもう本当に詰められた状態で空白はございませんでした。

まず本組合はなぜ後に移動もできずに高価で現地に職人を呼んで彫刻をしなければならないような石材スタイルにこだわるのか、また、組合が進めようとしている石材の記名板は1基に何霊体名前を入れられるのか、そして材料費、工事費、名前を入れる場合の彫刻料金なんかはいくらくらいかかるのか、次に同じく銘板をステンレス製にした場合の価格もお示しください。

そして最後に思い出の里市営霊園のステンレス製の銘板の価格が分かれば教えてください。

以上よろしく願いいたします。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 理事者答弁。はい、事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは順にお答えいたします。まず飯盛霊園公園整備等検討調査業務でヒアリングを行っている民間事業者について、お答えします。

近年飯盛霊園では、墓所に対する意識が変化し、従来の墓所供給による収入が減少している一方で、施設等の老朽化等が進行し、修繕等が増えていることから、今後は本組合におきましても厳しい財政運営が懸念されているところでございます。

そのため、現在飯盛霊園内の公園部分等で未利用地となっている場所などにおきまして、民間活力を活用した持続可能な運営となるよう、民間事業者へのヒアリング調査を行っているところでございます。

民間事業者といたしましては、自然豊かな立地を活かした事業を想定しておりまして、農業関係事業者、飲食事業者、植栽・造園事業者や、花卉販売事業者、また自然体験などを提供する事業者などにもヒアリングを進めている状況にございます。

次に温浴施設に火葬場の熱を活用することは可能かというご質問にお答えいたします。

これにつきまして火葬炉メーカーに確認いたしましたところ、火葬施設においてはそのような前例はなく、いわゆるごみ焼却施設のように常時燃焼を継続する施設でもないため、火葬時に発生する総熱量、排熱の総量が少ないこと、また施設整備費用が高価になることも見込まれるため、採用するメリットがないというふうに聞き及んでおります。

次に樹木葬の検討状況について順にお答えいたします。

まず、議員が述べられました樹木葬、樹林葬という言葉の定義になるんですが、これというのは樹木葬というものについての墓地埋葬法上の定義はなくですね、様々な考え方があると認識しているところでございます。

そのうえで組合としましては、樹木葬をシンボリックな木というのではなくて、不特定多数の樹木がある場所を墓所として見立てるようなイメージを考えておるところでございます。

利用形態といたしましては、現在検討中でございますので決まったものではございませんが、樹木葬エリアの中に屋外型の個別安置場所と合葬墓所を両方設置する形態を考えておまして、議員ご指摘の利用者ニーズに応じた選択ができるような仕組みなどについても、現在検討を進めているところでございます。

次に記名板についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在と同様の石板を用いた記名板にした理由といたしましては、現在の虹の丘の記名板は平成19年からの供用開始以後、多くの方にご利用いただいております、来年度に記名板が不足する状況になっているということは、利用者の皆様から一定ご評価いただいているのかなというふうに考えてございます。

また、現在の記名板の刻字を選ばれた方々から、石に刻字することで重厚感があり満足している、石に刻字をすることで消えないものとなり、残された人たちにとっての精神的な拠り所となっているといった声を聞くこともありまして、実際に記名板に向かって手を合わせておられる方もよくお見かけしてございます。

このようなことから、記名板の増設にあたりましては、本組合のスタイルを継承するべく検討を進めてきた状況にあります。

次に今回の記名板の記名人数についてお答えいたします。

現在設計中の石板については、石板によって大小がありますので、1つの石板で概ね90名程度とし、合計約6,500名程度を予定しております。

また、記名板を石材にした場合の概算工事費としましては、石の材料費、工事費等の初期費用として約1億8,000万円、その後の彫刻費については、1件あたり約1万円の費用を予定しておるところでございます。

次にステンレス、アクリルにした場合の費用ということでございますが、今回の工事では想定していないため積算はしておらず、これもデザインや大きさ、ステンレスやアクリルを使うとしましても、それぞれの材質のランク等もあることから、一概に積算することは困難と考えてございます。

なお、議員ご紹介の思い出の里市営霊園に対しまして、ステンレス製のプレートにかかった費用を問い合わせいたしました。約20年前の工事ということでございまして、関係資料等は残っており、わからないということで聞き及んでおります。以上です。

○西尾博道議長 はい、藤本議員。

○藤本美佐子議員 はい。では残り10分で再質問させていただきます。まず、民間事業者については様々な事業者だということは分かりました。ヒアリングをこのまま進めていただいて本霊園に適した事業展開を期待しております。今日はちょっとお願いしておきます。

また温浴施設についてもですね、私も非常にデメリットは多くあるのかなというふうに理解しておったんですけども、火葬場の熱を使うことができるというふうな形でちょっと考えたので質問に入れさせていただきました。

樹木葬についてなんですけども、墓埋法のお墓に対して決まり事がないということは理解しているんですけども、何かこだわりがあるのかなというふうに思ってお伺いをいたしました。

また、選択肢を増やすということは利用者にとって本当に有利なことだと思いますので、まだまだ時間がありますので、これからも引き続き他市の先進事例も参考にさせていただきたいことをここでお願いをしておきます。

そして最後にですね、記名板についてなんですけども、前日も今回も私、記名板のことで一般質問を入れさせてもらってるんですね。それは予算不足で記名板に名前を入れられなかったというお声を聞いたからなんです。組合は虹の丘の記名板の彫刻を含めて購入することができた6割から7割ぐらいというふうにちょっと答弁調整の時間しているんですけども、満足した方からの意見しか聞いていないように感じました。ではなくて市営霊園なんでね、残りの4割から3割の納骨のみを選択した場合の方、名前を入れたくない方もいたかもしれない。入れたくても入れられなかった予算的な問題で入れられなかった方もいたかもしれない、そういう方々のご意見を調査していただいてちょっと答弁に入れていただきたかったなという思いはあります。で私はこの方々の意見が大切だと本当にそう思っております。

これからこの日本全体で格差社会が顕著なものになってくると思うんですが、この4市においても同じことが言えると思うんです。私は利用者の最後の居場所、墓地ってほんとに最後の最後の最終のお家だと思ってるんですね。ですので一人でも多く満足のいく形で利用していただきたいという思いで、いろいろと提案させていただきました。

最後になんですけども、虹の丘で石板を採用することは決まっているんですけど、今後、今からですね、開発される、計画されている樹木葬で、合葬で、今回提案したような安価で購入するようなことができるような内容を実施することは可能かどうかご答弁をお願いいたします。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、合葬墓の記名板につきまして、これにつきましては、墓じまい等の意識の変化によりまして本霊園の収入が減少していく中で、持続可能な運営を考えていくことも大事、ということで考えてございますが、議員ご指摘の公営であるという点や、関係4市の皆様に利用しやすい選択肢を増やしていくこと、これにつきましても大切であるとは認識しているところでございますので、今後ですね、要請ありました樹木葬などの新たな形態も検討していく中でですね、そういった議員ご指摘のような観点も踏まえまして検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○西尾博道議長 藤本議員。

○藤本美佐子議員 はい、私の指摘してるような観点も踏まえて検討していくということなんですけども、まず安価で利用しやすい、どういう形でも構いません。利用者の方がこれならと納得していただけるような形で、安価で、そして樹木葬のほうのですね、開発を進めていただきたいことをまずは要望しておきます。

そして最後にですね、霊園、この飯盛霊園が市営霊園であるということを実際に忘れることなく、価格が高くて名前が入れない、購入できない、もう本当に儚い人生であったというような方がおられないように選択肢を本当に増やしていただきたいなということをお願いしておきます。で、他市の民間霊園で利用できなくても飯盛霊園やったら購入できたよと言っただけのような、そんな人の最期を優しく見守れるような霊園であることを強く要望いたします。

そして最後にですね、今日、27日、年末年始、皆さん大変お忙しくされていると思うんですけども、ここにおられる皆様、幸多き年を迎えられますことを申し上げ、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西尾博道議長 それでは、藤本議員の質問を終わります。

次に北村議員からこれを受けることといたします。

○北村哲夫議員 はい。

○西尾博道議長 12番北村議員。

○北村哲夫議員 12番大東市選出の北村でございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2点ほどあるんですけども、まずはですね、火葬場建替えに係る財政措置でございます。私今、霊園の組合の監査委員もさせていただいているんですけども、この4年当初の決算審査意見書の最後にも少し述べさせていただいているんですけども、ちょっとかぶるかもしれませんが、新斎場が建替えということが昨年決まったと思うんですけど、今回もですね、資料として事業報告の中で実施方針を資料いただいております。

また新斎場に係る経費ですね、だいたい概算で50億ぐらい、これは概算ですので増える可能性は高いと思いますけども、斎場の費用ですね、焼却炉でそういった国からの財政措置あるんですけども、火葬場はないと聞いております。

その中でこれ結構ですね、4市の財政負担も多くなってくるんですけども、少しでも市民の負担を軽減するためにですね、なんらかの財政措置を国のほうに要望していただきたいと思っておりますけども、その中でこの組合の見解をまずはお聞かせ願いたいんですけども、よろしく願いいたします。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは火葬場建替えにかかる財政支援措置についての考え方についてお答えいたします。

現在、火葬場の建替えにつきまして検討を進めておりまして、令和4年度に策定した整備計画におきましては、約51億円の概算工事費用等を見込んでいます。

費用に対する資金といたしましては、関係市からの負担金や火葬炉使用料だけでは、賅うことができませんので、主には国からの起債を検討しております。

ただ、この起債といたしましても75%までしか借りれないということもございますので、残りは霊園の特別会計として積み立てを行っている基金の一部を一般会計に貸し付けるようなことも検討しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、現状といたしましては、斎場建設の工事等についての、国や大阪府等からの補助金等の財政支援措置はございませんで、火葬場は地域社会にとりまして必要不可欠な施設であり、財政支援措置については必要であるというふうな考えで認識してございます。

○西尾博道議長 北村議員。

○北村哲夫議員 はい、ありがとうございます。特に国への要望についてはですね、また大阪府とかですね、はじめですね、この4市の構成市でもありますけども、また他の全国的にもそういった事業をしている団体さんがあると思うので、そういった中で情報共有させていただいてですね、しっかりと国のほうに要望活動していただきたいと思うんですけども、その見解をお願いいたします。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、まずですね、大阪府に火葬場建設における国への要望状況について確認をいたしました。そのところですね、大阪府市長会からは要望が上がっていないとのことでしたが、町村長会からは、大阪府に毎年要望が上がっているということで聞き及んでまして、火葬場更新に係る市町村への補助制度の創設等と呼びかける要望を、毎年大阪府から国に上げているということで聞き及んでおるところでございます。

このためですね、まずは大阪府市長会に対して要望をあげる必要があるのかなということ考えておるところですが、この市長会への要望につきましては、一部事務組合から直接あげることはできないということで聞いておりますので、またその今後、関係市からですね、市長会に要望をあげることについての、関係市担当課さんとの調整ということを考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

この火葬場の建設等につきましては、補助制度自体がないことからですね、早期実現は困難になるかもしれませんが、費用の負担軽減を図るためにも、今後も関係市とか色んなところと情報協力、そういった協力もしまして、国や大阪府に対して要望を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○西尾博道議長 北村議員。

○北村哲夫議員 これは質問ではないんですけども、最後ですね、この4市長いらっしゃるのですね、まずはですね、各市はですね、自分とこの事業は、国のほうへ要望とかされていると思うんですけども、こういった4市、構成市がありますのですね、かなり我々の生活にもしっかりと密着したものでございますので、しっかりと国のほうへ要望をしていただきたいと思いますが、そこは要望として置いておきますのでよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○西尾博道議長 それでは、北村議員の質問を終わります。

次に坂本議員からこれを受けることといたします。

○坂本勇基議員 はい。

○西尾博道議長 6番坂本議員。

○坂本勇基議員 はい、6番四條畷の坂本勇基です。私からは3つ質問があります。

火葬場建替えにおける事業者意見募集の状況についてがまず1つなんですけど、火葬場建替えにおける実施方針、要求水準等の事業者、意見募集における質問や意見の件数及び主な内容というのを教えてください。

2つめ、火葬場建設の仕様に付す条件についてを伺います。火葬場建設の仕様において設備、備品、調達、外部パートナーなどに一定の条件を付しているが、企業が限定されることがないか教えてください。

最後に3つめ、飯盛霊園公園設備等検討調査について伺います。飯盛霊園公園設備等検討調査においてヒアリングしている事業者とはどこにあたりますか、また、報告書を取りまとめる前に途中経過を議会に情報共有するお考えはあるかこの3点教えてください。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 はい、事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは順にお答えいたします。

まず火葬場建替えにおける実施方針、要求水準書等の事業者意見募集における質問や意見の件数及び主な内容についてのお答えをさせていただきます。

件数におきましては、火葬炉メーカー2社、設計事業者1社、建設事業者1社、施設維持管理事業者1社の計5社から、実施方針に係る質問が4件、意見が2件、また、要求水準書に係る質問51件、意見4件で、合計61件の質問と意見がございました。

次に主な内容といたしましては、SPCの設立や運用に関するもの、燃料の貯蔵に関するもの、インターネット受付などの予約システムに関するものや、入札参加資格に関するものなどになってございます。

次に火葬場建設の仕様における条件についての考え方でお答えいたします。

はじめに今回の実施方針と要求水準におきましては、来年4月の入札公告をする前に、関係事業者の意見や質問を事前に求めているものということをございまして、現時点で決定しているものではないということをご承知していただきたいと思ひます。

ですので、今後ですね、2月に外部有識者による事業者選定委員会を予定してありまして、今回の関係事業者の意見や質問を踏まえまして、4月の入札公告に向けて、今後議論を進めていくこととしてございます。

そのうえでですね、今回この実施方針と要求水準を作成するにあたりまして、入札参加資格の要件を付してありますが、これにつきましては最低限ですね、組合が求める業務を実施できることを条件としてありまして、また、他市事例等も参考に作成してありますことから、一企業に限定されるものではないというふうに組合のほうで考えてございます。

ただしですね、先ほども言ひました今回、関係事業者からさまざまなご質問やご意見をいただひてありますので、後はですね、これらの要件を事業者選定委員のみなさまと議論して、4月までに変更になる可能性はあるものとは考えてございます。

最後に飯盛霊園公園整備等検討調査業務でヒアリングを行っている民間事業者について、お答えさせていただきます。

現在、飯盛霊園内の公園部分等で未利用地となっている場所などにおいて、民間活力を活用し、持続可能な運営となるよう民間事業者へのヒアリング調査を行っているところでございます。民間事業といたしましては、自然豊かな立地を活かした事業を想定してありますので、農業関係事業者、飲食事業者、植栽・造園事業者、花卉販売事業者、自然体験などを提供する事業者などにもヒアリングを進めているところでございます。

次に報告書を取りまとめる前の情報共有を議会に行う考えがあるのかということにつきましては当該報告書におきましては、現在作成中ということになってございまして、年度末の完成を予定しているところでございますが、この途中経過におきまして、適宜情報共有を図りまして、議員のみなさまからのご意見等もお聞きしたいと考えてありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○西尾博道議長 坂本議員。

○坂本勇基議員 はい、ありがとうございます。質問ではございせんが、業者の選定等入札も含めてですね、公平公正な観点でしっかりと進めていただきますよう要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○西尾博道議長 それでは坂本議員の質問を終わります。

以上を持ちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げ、条例など諸議案の御審議をお願い申し上げましたところ、いずれも原案のとおり御認定、御可決を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫り寒さが厳しくなつてまいりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして良き新年をお迎えになられますことを心よりお祈り申し上げます。

終わりに、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではござい

ますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○西尾博道議長 ありがとうございました。続きまして、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる御審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされましたことに対し心から敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

さて、今年も余すところ、あと僅かとなりました。皆様におかれましては、一層、御自愛を賜り幸多き新年を迎えてくださいますことを心よりお祈り申し上げまして誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。時に午後2時57分